验引念下水器除见

鶏者にご注意ください!!

・悪質な手口

宅地内の給水・排水設備の管理は、各家庭がすることになっています。排水管は流れていればつまる心配はなく、掃除の心配はありません。業者の中には、点検といって家に上がりこみ、訪問を繰り返して高額な工事を勧めるケースがあります。水まわりや下水の状態は、住人でもよく分からないため、不安にさせて契約をさせます。高齢者の方は、特に注意してください。

役場からの依頼により各家庭に有料のサービスを勧めることはありません。

<u>※役場が行うポンプの点検等は、役場が支払いを行うため個人の負</u> 担はありません。

(事前にお知らせの通知を送付します。)



《お問合せ先》

檜原村 産業環境課 生活環境係 電話 042-598-1011

契約してしまったときは

契約を解除したいときは、訪問販売で3,000円以上の取引ならば、クーリング・オフ (無条件解約) ができます。契約書面を受け取ってから、8 日以内に書面で解約を業者に申し出ます。工事等が終わっていても費用を負担することはありません。また、8 日を過ぎても、あきらめずに消費者ホットライン (裏面) に相談してください。

「消費者ホットライン」188 御案内の流れ

1 8 を押す のアナウンスが流れます。アナウンスに従って、の操作をお願いします。

「こちらは消費者ホットラインです。最寄りの相談窓口を御案内いたしますので、 お住まいの郵便番号が分かる方は1を、そうでない方は2を押してください。

郵便番号が分かる

1 を押す

「お住まいの郵便番号を 7桁で入力してください。」

お住まいの郵便番号を押す

郵便番号が分からない

2 を押す

固定電話から

「お住まいの地域を 選択してください。 ○○市は17を、○○市は

②を・・・・押してください。」

お住まいの地域の 番号を押す ください。最寄りの消費生活相談窓口につながります。※ダイヤル回線等で操作ができない方は、そのままお待ち

携帯電話から

「現在相談を受け付けている最寄りの相談窓口へおつなぎいたします。

この通話は、〇〇秒ごとに、およそ〇〇円の通話料金で御利用いただけます。」 ※最寄りの窓口が受け付けていない時間帯などは、窓口の名称、電話番号及び受付時間のアナウンスが流れます。

注)相談窓口へつながった時点から、通話料金の御負担が発生します(相談は無料です。)。

最寄りの 消費生活 相談窓口

お住まいの市区町村の 消費生活センターや 消費生活相談窓口 お住まいの **都道府県**の
消費生活センター

市区町村の窓口が開所していない場合など、都道府県の窓口を御案内することもあります。

【お願い】消費生活相談は、1回の相談では終わらない場合があります。 相談窓口の直通の電話番号を御案内しますので、相談の続きは、直通の電話番号へ電話してください。

操作が分からなくなって しまったら・・・ どのように操作すれば良いのか分からなくなってしまったら、しばらくそのままでお待ちください。最寄りの都道府県の消費生活センターなどへ御案内します。

